

災害時等における物資の保管等に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県倉庫協会（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、武力攻撃等に起因する大規模な災害若しくは事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における緊急又は救援の輸送に係る物資（以下「物資」という。）の搬入、仕分け、保管、搬出等（以下「保管等」という。）の業務の要請等に関し、協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による協力の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

（協力要請事項）

第2条 前条第1項の規定により協力を要請する事項（以下「要請事項」という。）は、次のとおりとする。

（1）岡山県倉庫協会に加盟する事業者の施設において、物資を一時的に保管するための場所等を確保すること及び当該場所において保管等の業務を行うこと。

（2）前号の施設以外の物資拠点における保管等の業務に必要となる資機材等を提供すること及び人員を派遣すること。

（3）保管等を実施する上で必要な助言等を行う物流の専門家を派遣すること。

（協力の要請の方法）

第3条 第1条第1項の規定による協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第4条 要請事項の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用（第3項に係るもの除去。）は、災害時等の直前における適正価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

3 第1項の費用のうち、人員の派遣に係る職員の賃金等の雇用費は、派遣先地域における災害時等の直前の通常の雇用費を基準とする。

（報告）

第5条 乙は、要請事項を実施する場合には、速やかに甲に対し、文書により報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合は口頭により報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（災害補償）

第6条 甲は、要請事項に係る作業等に従事した者（以下「作業従事者」という。）が、その作業等に従事した際に、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事

した者等に係る損害補償に関する条例（平成10年岡山県条例第8号）に基づく扶助金等の支給の例によりその損害を補償する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、甲は、当該各号に定める額について補償を行わない。

（1）作業従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額

（2）乙又は作業従事者が締結した損害保険契約により、当該損害について保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額

（3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山県危機管理課長、乙においては岡山県倉庫協会事務局長とする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

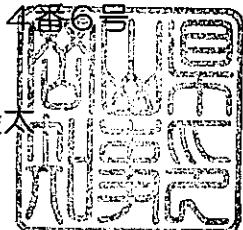
- 1 この協定は、平成29年7月28日からその効力を有する。
- 2 平成25年7月23日付締結の協定は、この協定の締結をもって廃止する。

平成29年7月28日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市東区光津700番地

岡山県倉庫協会

会長 末長 範彦

